

(十六)組合員個々の交渉事件

組合は昨年度に於て左記の如き個々の交渉問題を解決せり。尚左記は其の主なるものにして茲に記載する事を省略せるもの外に數十件に及ぶ。

國際汽船よりい丸 来國又二郎君職務賃貸の件、國際汽船江崎丸 火夫の件、三上汽船西海丸 石炭夫の件、第二日清丸 火夫長交代同頃、海福丸 踏長下船問題、明天丸 火夫長交代問題、江崎丸 大工及火夫賃、職務賃貸の件、山下汽船第三吉田丸火夫高橋武君の件、小野汽船三島丸石川君大庭慶朝保君の件、北洋丸大工日高八重助君の件、大阪商船乾取徳田文英君の件、三上汽船南海丸水夫立花清君の件、野口汽船八州丸水夫渡邊猪四郎君職務賃貸の件、加藤商店平雄丸火夫船頭系右衛門君職務賃貸の件、近海興船高砂丸乾取稻葉道太郎君の件、三井船舶部船員糸山勝治君退社見舞金の件、同大盛重政君退社見舞金の件、東和汽船東新丸 機関部減食の件、横本汽船龍神丸朴良福君職務賃貸の件、川崎汽船東祥丸金萬ト君の件、長久丸火夫鏡坤由君の件、山下汽船第一吉田丸火夫中川君の件、沙河丸 乗組船本、金德昌川君の件、國際汽船夕映丸火夫秋川君職務賃貸の件、川崎汽船差丸乾夫今井基作君職務賃貸の件、大阪商船あめりか丸機関部員労働分擔量加重の件、國際汽船丸すまにあ丸乾取引取戻君職務賃貸の件、八馬汽船第六多聞丸火夫前田吉右衛門君の件、松岡汽船美島丸油差丸山繁君殉職の件、大洋海運陽明丸水夫曰木成雄君職務賃貸の件、浜口丸岸里福次郎君の件、沙河丸 乗組船本、金德昌川君の件、尾慶一君同乾夫美君の件、山下汽船南光丸火夫氏海三瀬君殉職の件、維新丸坂口一郎君職務賃貸の件、洋元丸水天福田四郎君職務賃貸の件、日吉丸水夫長伊藤山太郎君の件、陽南丸大工栗橋兼五郎君職務賃貸の件、南洋郵船火夫山口久雄君職務賃貸の件、帝國汽船幸丸水夫佐藤井茂夫君の件、忠雄君職務賃貸の件、東洋海運東榮丸 火夫韓保信君の件、板谷汽船米山丸石川君殉職の件、帝國汽船華山丸水夫秋田光一君の件、第五室麗丸水夫日向芳雄君の件、帝國汽船鷹洋丸船夫若木作次郎君の件、笠原商事明天丸航海手當の件、東慶丸船夫豊田鉄造君の件、帝國汽船甲子丸水夫佐藤良吉職務賃貸の件、大洋海運長崎丸航海手當の件

國際關係事項

(一)第八及第九回國際勞働總會

本組合より僧崎労働代表及赤崎顧問の出席せる第八回國際勞働總會は、大正十五年五月十五日瑞西ジユネバに開かれ、六月五日閉會され、船艦内外移民監督の單純化に關する件」を勸告として探擇し、外に労働總會議事規則改正案を採決し、又労働事務局長の報告を承認せり。

第九回國際勞働總會は、六月七日に開催され六月二十四日終了せるが、「船内に於ける労働監督に關する一般原則」の問題は勸告として探擇され、國際海員法典問題は之を三分し、「船員雇用契約に關する件」「船員送還に關する件」「船員待遇に關する件」は夫々別々の條約案として之を探擇したるが、「船内紀律に關する件」は之を否決せり。又明後年(一九二八年)海員會議を開き、海上労働時間制限問題を議題にすべき決議案を探擇せり。右の外僧崎労働代表は船員紹介問題に關する陳情書を井公式に労働事務局長迄提出し、又海上に於ける人命の安全及救助に關する設備改善に關する陳情書を國際勞働事務局を經て國際聯盟に提出したり

(二)勞働代表一行講朝

僧崎労働代表、都同顧問、赤崎同隨員は無事其大任を果し、八月十五日白山丸にて歸朝せり。

(三)第十回國際勞働代表一行の件

昭和二年五月十五日より瑞西壽府に於て開かる、第十回國際勞働總會に出席すべき我國労働代表及顧問の推薦は、昭和二年一月三十一日限り申告する事となり、組合は代表候補に日本労働總同盟會長鈴木文治君、顧問に官業労働總同盟委員長西浦